

公文書管理委員会

内閣府公文書管理委員会委員

(2010年7月6日付発令)

◎御厨 貴 (東京大学教授)

○三輪眞木子 (放送大学教授)

石原一則 (神奈川県立公文書館課長)

加藤陽子 (東京大学教授)

杉本重雄 (筑波大学教授)

野口貴公美 (中央大学教授)

三宅 弘 (弁護士)

<◎委員長 ○委員長代理>

公文書管理法(公文書等の管理に関する法律)は、第5章(第28条~第30条)において、公文書管理委員会について定めています。同委員会は、「国民共有の知的資源である公文書等の適切な管理に関して、専門的・第三者的な見地から調査審議を行うため」(内閣府公文書管理委員会ウェブサイト)、2010年6月28日に内閣府に設置されています。

また同委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する7名以内の委員で組織されることになっており、その初会合が2010年7月15日に開催されました。会議

では、蓮舫担当大臣等のあいさつや各委員の自己紹介に続いて委員会運営規則等の審議が行われた後、当日の中心的議事である「公文書等の管理に関する法律施行令」および「行政文書の管理に関するガイドライン」の検討素案について審議が行われました。

前者は、昨年の夏に公布された公文書管理法の各所において、「政令で定める……」や「政令で定めるところにより」という表現で規定されていた事項(いわゆる政令委任事項)の具体的内容を示した政令の素案です。

また後者は、同じく公文書管理法において、各行政機関の長が、内閣総理大臣の同意を得て、制定することを義務づけられた「行政文書管理規則」に関して、そのガイドラインを示すための素案です。

この両者については、来年4月予定の公文書管理法の施行にあたって、いわば同法の実効性に少なからぬ影響を与えかねない細則と指針であると考えられます。そのため本連載では、各々のポイントについて次回から2回に分けて述べることにします。

なお、これら検討素案については、今年の秋頃に予定されている内閣府による法定のパブリックコメント(意見公募手続)実施に先立って、公文書管理委員会においても任意のパブリックコメントが実施されました(2010年7月30日~8月13日)。

